

令和 7 年 度

定期監査結果報告書
(第 2 次)

企 画 総 務 部
保 健 福 祉 部
市 議 会 事 務 局
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
公 平 委 員 会 事 務 局

大 牟 田 市 監 査 委 員

定期監査の結果について（令和7年度第2次）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象部局等 企画総務部、保健福祉部、市議会事務局
選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局
- 3 監査の実施期間
令和7年12月1日（月）から令和8年2月8日（日）まで
- 4 監査の対象及び範囲
財務に関する事務の執行等 令和7年10月末日現在
物品、現金等の管理 検査日現在
- 5 監査の着眼点
監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- 6 監査の方法
今回の監査は、主に令和7年度における財務に関する事務の執行状況を対象とし、関係法規及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて試査するとともに、関係職員等からの説明を受け実施した。
- 7 監査の結果
監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。
なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである（地方自治法第199条第14項）。

【監査項目】

一般会計

（企画総務部）

[歳入]

- 1 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金 (財政課)
- 2 市有地貸付収入 (公共施設マネジメント推進課)
 - (1) 市有地貸付収入
 - (2) 市有地貸付収入 (滞納繰越分)

[歳出]

- 3 商工統計費 (総務課)
 - (4) 国勢調査関係費
- 4 総合計画費 (総合政策課)
- 5 秘書事務費 (秘書課)
 - (2) 市政功労者表彰費
- 6 シティプロモーション推進費 (広報課)
- 7 人事管理費 (人事課)
 - (3) 職員採用関係費
- 8 職員福利厚生費 (職員厚生課)
- 9 情報通信管理運営費 (デジタル行政推進室)
 - (1) 電子市役所推進費 (その他委託料)
 - (2) 住民情報システム関係費 (その他委託料)
- 10 庁舎整備推進事業費 (庁舎整備・組織改革推進室)
- 11 契約検査室管理運営費 (契約検査室)

[公印・物品]

- 12 公印・物品の管理
(広報課、職員厚生課、公共施設マネジメント推進課、
世界遺産・文化財室、デジタル行政推進室)

(保健福祉部)

[歳入]

- 1 貸付金元利収入 (福祉課)
 - 専修学校等技能習得資金貸付金収入
 - 災害援護資金貸付金元利収入
- 2 生活保護費返還金 (保護課)

[歳出]

- 3 社会福祉統計費 (保健福祉総務課)
 - (1) 国民生活基礎調査費
- 4 公害にかかる健康被害の補償等 (保健衛生課)
 - (法令分) 補償給付費
 - (条例分) 保護給付費
- 5 歯科保健対策費 (健康づくり課)
- 6 重層的支援事業費 (福祉課)
 - (4) 成年後見センター運営委託費
- 7 学童保育所等管理運営費 (子ども育成課)
 - (1) 学童保育所等管理費 (委託料)
- 8 児童手当給付費 (子ども家庭課)

[公印・物品]

- 9 公印・物品の管理 (福祉課 (旧福祉課所管分))

(市議会事務局)

[歳出]

- 1 議員報酬等 (市議会事務局)

(公平委員会事務局)

[歳出]

- 1 公平委員報酬 (公平委員会事務局)
- 2 公平委員会運営費 (公平委員会事務局)

介護保険特別会計 (介護保険事業勘定)

(保健福祉部)

[歳出]

- 1 成年後見制度利用支援事業費 (福祉課)

【個別指摘事項】

一般会計

(保健福祉部)

1 生活保護費返還金

(保護課)

令和7年6月に生活保護費の費用返還が決定した事例について、以下のような事務処理が行われていた。

返還金の内容は、令和3年11月から生活保護の受給が開始となった被保護者が、保護開始前の平成30年6月まで遡及して年金受給開始となり令和5年11月に過去分の一時払いを受けたため、保護開始時からの扶助費に過払いが生じたものである。

令和5年10月に被保護者から年金受給が確認できる書類の提出を受けていたにもかかわらず、保護開始後の年金遡及受給額分の保護費返還手続きを適切に行っていなかった。また、その後の保護廃止の手続きなどを速やかに行っていなかった。

本事例以外にも、被保護世帯から収入の届け出があったケースにおいて、ケースワーカーによる収入認定漏れ等を理由として、支給した保護費の返還を命じているものが散見された。

このような不適切な事務処理を未然に防ぐため、職場研修の実施や査察指導員による各地区担当ケースワーカー業務の進捗管理の徹底に取り組まれない。

介護保険特別会計（介護保険事業勘定）

(保健福祉部)

1 成年後見制度利用支援事業費

(福祉課)

成年後見制度利用開始審判の市長申立以外の申立分で、市に報酬を求める期間が4月～7月の4ヶ月分のケースに対して、大牟田市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき算定した報酬助成額を支払っていた。

要綱第9条第1項（1）に、助成額は「家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額と次項に定める上限額のうちいずれか低い方」とされ、要綱に基づき算定した額が支払われていたが、裁判所の決定額（12月分）を対象月数で案分した額の方が低く過払いとなっていた。

過払い分について返還を求められたい。